

第30号

財産の出資について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立の用に供するため、次の土地等を出資する。

平成24年9月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | |
|-----|---|---|---|
| 1 | 土 | 地 | |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番ほか10筆 |
| (2) | 出 | 資 | 予 定 面 積 28,069.38平方メートル |
| 2 | 建 | 物 | 等 |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地ほか9筆 |
| (2) | 出 | 資 | 予 定 面 積 40,213.15平方メートル |
| (3) | 出 | 資 | 予 定 物 品 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に係る物品一式 |
| 3 | 財 | 産 | の 価 額 1,369,250,000円 |
| 4 | 出 | 資 | の 相 手 方 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院 |

提案理由

財産の出資について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。